消費者からみた 「電力小売り全面自由化」に関する課題

2015年10月9日電力取引監視等委員会第1回制度設計専門会合 (一社)全国消費者団体連絡会 河野 康子

電気料金内訳表示の要望

▶ 電力システム改革の成否は、

健全な新規事業者の活発な参入と既存事業者との公正な競争を通じて、消費者の望む料金やサービスが実現し、消費者の適切な選択(スイッチング)が行われることで、公正な市場が形成されるかどうかにかかっている。

- ▶ ①小売事業者、料金、サービス、発電源などについて適切な選択ができる仕組みを求める
- ②消費者への周知を図り、主体的に選択する消費者を 増やす
- ▶ ③改革に伴って生じる問題の防止と対処

消費者が選択できる仕組みを求めます。

- ▶ 品質そのものに差異はない商品。多様なメニュー提案によって提供される料金、サービスに対して、消費者が混乱することなく、容易に選択できるよう、必要な情報が開示、提供されること。
- 発電源に関する情報開示。電源選択の参考になる情報 提供として、自由化先進国のイギリスと同等のレベルの 情報提供を求める。電源構成を供給する電気の特性と して販売する際の説明ルール(情報開示基準)の整備
- 料金内訳の表示。託送料金等料金内訳の表示に義務化。
- ▶ 信頼でき、使い勝手の良い比較サイトなどによるスイッチングの支援も必要。

消費者への周知を図ることで、消費者を巻き込んでシステム改革を進める

- ▶「電力小売り自由化」そのものの周知。
- ▶ 自由に電力会社を選べるようになるが、スイッチする場合の留意点、スイッチしない場合の留意点、停電したらどこへ、保安検査はどこが、検針はどこが、料金はどこに支払うetc.制度全般の紹介と周知。
- ▶ 三段階料金の実質的維持。自由化と同時に、従来の三段階料金制度は、経過措置期間の規制料金を除き実質廃止となる。三段階料金は、節電・省エネを支える制度であり、節電に努める者、低所得者層など、電力少量消費者の料金単価は大きく上げる一方、電力多量消費者の料金単価は下がる。選択肢が制限され、スイッチの阻害につながる。

改革に伴って生じる問題の防止と対処

- 多様な料金プランの提供により消費者の選択肢が拡大する 一方で、料金プランの過多が選択を阻害するような事態が生 じた場合には、海外事例も参照しながら一定の規制が必要で はないか。
- ▶ 訪問勧誘や電話勧誘の新たな商材となり、不意打ち的な勧誘による契約による消費者被害が増える可能性があり、そのような状況を回避する手立てが必要ではないか。
- スマートメーターから得られたデータは、原則として送配電事業者に蓄積するが、その管理、活用方法などについては、プライバシー保護とビジネスの観点から、一定の規制が必要ではないか。
- エネルギー分野専門で、消費者苦情等に対応する機関、紛争の解決に当たる機関が必要ではないか。
- ▶ FIT電力買取義務者の変更(小売→送配電)は慎重に。

電力取引監視等委員会に期待します!

- 小売事業者の登録承認基準の明確化と厳格な運用、事業者が順守すべきガイドラインの設定と順守状況の監視。
- 消費者利益の確保を電力取引監視等委員会のミッションとして明示すべきではないか。
- ▶ 新規参入の障壁となる制度が温存されて公正な市場の 成立を妨げることのないように、小売市場のシェアの実 態等が監視され、改善が図られるシステムの構築。
- 消費者の利益となるような公正な自由市場の実現には、制度改善の積み重ねが必要。監視等の結果を検証、評価し、消費者に情報公開するとともに、改善のプロセスを消費者参加の下に進めるべき。

<資料①>イギリスの例

消費者の料金プランのスイッチ率は、2013年実績で60%程度でした。自由化後、小売市場で提供される料金プランが過多(4,000以上)かつ複雑になり、消費者の選択を困難にしていました。2014年、政府が「エネルギーを選んで買う人になろう」というキャンペーンを展開し、電気・ガス料金のプラン数やディスカウント方法を制限する規制を制定した結果、プラン数は100程度に絞り込まれました。

消費者の比較考量やスイッチをサポートするために、小売事業者には供給約款や電源構成の公表が義務付けられています。料金値上げの事前(30 日前)通知義務も課されています。加えて、11 のオフィシャルサイトが、公正でわかりやすい料金プランの比較と円滑なスイッチングサービスを提供しています。

また、スマートメーターのエネルギー使用量データは、規制機関に認証された DCC (Data and Communication Company) を介して利活用されますが、データの利用主体 (小売事業者/配電会社/サービス会社等) 毎に、データの用途・目的 (課金等の業務/マーケティング/他) に応じたデータアクセスの条件とアクセス可能なデータが規定されています。

規制・監視や消費者保護のために、以下の機関が設置されています

- ①ガス・電力規制委員会(GEMA): ミッションは「競争の促進による現在そして将来の需要家保護」。一定規模以上の電気事業者にライセンスを発給し、ライセンス条件の順守状況を監視。
- ②ガス・電力市場局(Ofgem): GEMA の執行機関。
- ③コンシューマー・フューチャー(コンシューマー・フォーカス): ガスと電力の消費者保護機関。 消費者の苦情処理、アドバイス、規制当局への意見を陳述。料金比較サイト運用事業者に対 する規制を策定。2014年に、一般の消費者保護機関である市民アドバイザリーサービスの規 制産業ユニットに移管。
- ④エネルギー・オンブズマン: Ofgem とエネルギー小売事業者団体が共同で創設。非営利企業として、消費者の個別トラブルに対応。運営費はトラブル発生件数に応じて電力小売事業者から回収。不当販売に対しては、最大で売上高の10%までの罰金課金権限を保有。

<資料②>ドイツの例

電力小売のライセンス保有事業者は 1,000 を超えますが、実際に小売を行っているのは 200 程度です。電気料金プランは 1 万種類以上に及んでいます。新規参入小売事業者(新電力)の中には、契約後、初期費用を受け取ったまま倒産してしまった事業者もあり、「新電力は危険、不安なもの」というイメージが広まってしまいました。

スイッチ経験率は 2013 年時点で 33%です。消費者の既存事業者への信頼性が高く、新電力へのスイッチには積極的ではないようです。電力・ガス料金比較サイトが 100 以上乱立しており、中立性・公平性を欠いたものも多いといわれています。

<参考>消費者基本法第1条

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

<参考>消費者教育推進法第2条より

「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重 しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び 地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極 的に参画する社会をいう。

2015年9月29日

電力小売自由化にあたり電源構成の表示義務化を求めます

消費者の選択のための電源表示を求める運動 賛同47団体(裏面参照)

2013年に電力システム改革の方針が決定されて以降、段階的に改革が進められています。 2014年の通常国会では第二段階となる法改正が行われ、いよいよ 2016年春から一般家庭への電力供給が自由化される見通しとなりました。

私たちは、電力市場の自由化を通して、消費者の選択する権利(料金体系、サービス、発電源、小売事業者など)が保障され、公正で透明な競争市場を通じて、より消費者の求める電力供給が行われるようになることを期待しています。

消費者が電力の購入先を選べるための条件として、以下の点を要望します。

く要 望>

消費者が電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得られ、比較検討し、選択できるようにするために、適切な情報公開を行うこと。

特に、電源構成(その電力メニューがどのような電源によって発電されたものか)について、表示のルールを定め、情報公開を義務付けること。

〈理 由〉

どのような方法で発電された電気を販売しているのかという情報は、消費者が電力の購入 先を選ぶにあたって重要なファクターと考えています。この点について、事業者によって表 示の内容や条件が異なることがないよう、表示のルール化を行うこと、また、事業者間の比 較ができるよう、全ての電力小売事業者に表示を義務付けることが必要です。

以上

順不同

特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン

主婦連合会

全国消費者協会連合会

公益社団法人全国消費生活相談員協会

全国地域婦人団体連絡協議会

一般財団法人日本消費者協会

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日本消費生活専門相談員協議会

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

岩手県消費者団体連絡協議会 埼玉県消費者団体連絡センター 神奈川県消費者団体連絡会 消費者団体手葉県連絡会 消費者団体手葉県連絡会 山梨県消費者団体連絡協議会 愛知県消費者団体連絡会 全大阪消費者団体連絡会 全大阪借地借家人組合連合会 北九州市消費者団体連絡会 消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ 新日本婦人の会山梨県本部

日本生活協同組合連合会 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 パルシステム生活協同組合連合会 宮城県生活協同組合連合会 埼玉県生活協同組合連合会 東京都生活協同組合連合会 神奈川県生活協同組合連合会 大阪府生活協同組合連合会 奈良県生活協同組合連合会 コープネット事業連合 みやぎ生活協同組合 生活協同組合コープあいづ 生活協同組合パルシステム東京 生活協同組合パルシステム千葉 生活協同組合ユーコープ 生活協同組合コープいしかわ 福井県民生活協同組合 大阪いずみ市民生活協同組合 生活協同組合コープこうべ 岡山県消費者団体連絡会 鳥取県生活協同組合 生活協同組合ララコープ エフコープ生活協同組合

市民電力連絡会

特定非営利活動法人北海道グリーンファンド 特定非営利活動法人サークルおてんとさん